

平成27年5月12日

住宅・建築物技術高度化事業に関する評価を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、住宅・建築物技術高度化事業に関する評価を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成27年4月22日～平成27年5月8日

<提案者及び評価結果>

- ・説明書配布者：1者（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）
- ・提案者：1者（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果
(1) 技術能力に関する要件 ・多様な分野の連携により、住宅・建築物における高度な技術開発に係る総合的な評価を行い得る組織体制であること ・登録住宅性能評価機関等に向けた講習会を実施できる組織体系であること	○
(2) 公平性及び中立性に関する要件必要な組織 ・業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと ・業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと	○
(3) 守秘性に関する要件 ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと	○
(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件 ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること	○
(5) 事業費に関する要件 ・提案内容に妥当な積算内訳であり、補助金対象項目外の事業費が含まれていないこと	○

※補助事業対象者に求められている(1)～(5)の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の企画提案書を特定した。